

野川サイクリング道路の舗装の損傷の応急復旧対応 を踏まえた連絡体制の徹底について

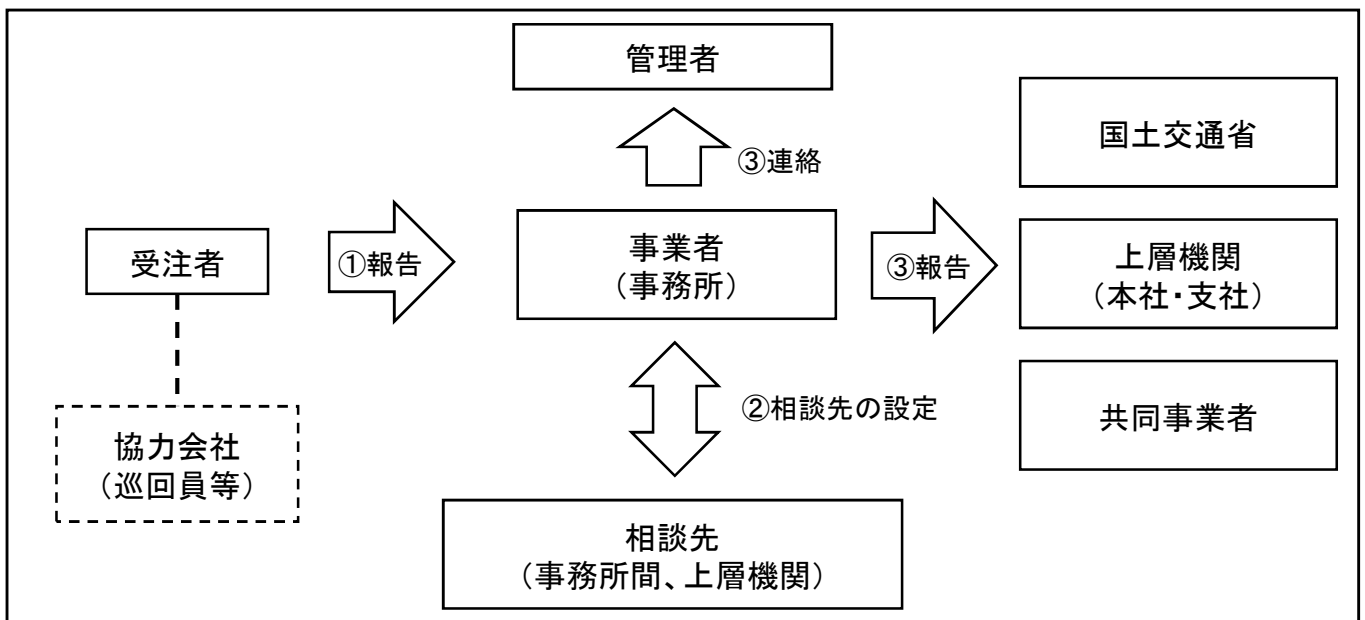
令和5年8月～10月にかけて、調布市入間町の野川サイクリング道路（管理者：狛江市）において、外環事業にて実施している掘進完了区間の巡回監視を行った際に、舗装の損傷（大きさ約10cm）を確認し、応急復旧を行いました。当該サイクリング道路の管理者への連絡を怠っておりました。

今般、舗装面の異常等が確認された際の連絡体制を構築しましたので、今後は、事象が確認された場合には、速やかに関係者で情報を共有、協議した上で対応を検討することを徹底してまいります。

○連絡の対応ポイント

- ・シールドマシン掘進済区間、掘進中区間に関わらず、舗装面の異常等の事象が確認された際は、管理者へ連絡することを徹底する。
- ・また、事務所だけでなく、国土交通省、本社や支社、並びに他の共同事業者へも連絡する。
- ・必要な対応の判断に迷った時に備え、予め事務所からの相談先（助言者）を定めておく。
- ・これらを踏まえて、あらかじめ連絡体制を構築し、事象が確認された場合には、速やかに関係者で情報を共有、協議した上で対応を検討することを徹底する。

○連絡体制を構築



《対象事象（例）》

- ・ 地表面の異常
- ・ 工事関係機材の異常
- ・ 作業員の工事中事故
- ・ 第三者被害・交通事故
- ・ 災害、犯罪